





設備・機器名		学校名		佐賀東高校		佐賀西高校		佐賀北高校・彩志学舎中学校		致遠館中・高校		佐賀工業高校		佐賀商業高校		盲学校	
		数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考
時期	機器点検	前期点検		後期点検		前期点検		前期点検		前期点検		前期点検		後期点検			
	機器・総合点検・防火設備検査	後期点検		前期点検		後期点検		後期点検		後期点検		後期点検		前期点検			
その他	消防署への報告義務の有無	×		○		×		○		×		×		○			
	(報告義務年度) 3年に1回 ※特別支援学校については毎年度	令和10年度後期点検		令和8年度前期点検		令和10年度後期点検		令和8年度後期点検		令和10年度後期点検		令和10年度後期点検		令和8年度前期点検			
	天井裏への感知器設置場所	第2体育館、プール棟		体育館、武道場		弓道場、柔剣道場		柔剣道場、剣道場		柔剣道場、体育館、機械実習棟、給食室棟		柔道場、卓球場		体育館、寄宿舎			
	足場(脚立含む)を必要とする場所	6尺脚立(第1体育館2階、第2体育館2階、プール付属棟2階) 4尺脚立(プール付属棟1階)		6尺脚立(体育館、武道場)		10尺脚立(柔剣道場) 8尺脚立(弓道場)		12尺脚立または足場(武道場) 7尺脚立(中学体育館1階、高校体育館1階、弓道場) 6尺脚立(中学体育館1階、高校体育館1階)		12尺脚立または足場(柔剣道場) 7尺脚立(柔剣道場、体育館) 6尺脚立(給食室棟)		7尺脚立(調理実習室、被服実習室、柔道場) 6尺脚立(卓球場、体育館2階)		6尺脚立(プレイルーム、体育館) 4尺脚立(寄宿舎1階、2階)			
特記事項			R6.1月管理棟防火シャッター(3箇所)を電動式防煙スチールシャッターに取替。		R3.7通信制校舎完成		令和4年度火災報知機の全体工事済		令和3年度火災報知機の全体工事済		令和5年度柔道場の改築工事済						

※1 上記で明示されていない機器、付属品類であっても、消防法等関係法令上又は、設備の作動上必要なものについては、業務の範囲とする。

※2 自動火災報知設備の受信機については、常用及び予備電源装置を含む。

※3 消火器については、必要な放射試験を含む。

※4 消火栓については、起動スイッチを含む。

※5 消火栓ホース耐圧試験については、10年経過後3年毎に実施する。

※6 加圧送水装置については、フートバルブを含む。

※7 非常放送設備については、アンプ・増幅器・起動装置・電源装置・スピーカー等一式とする。

※8 防火扉・防火シャッターについては、自動開閉装置を含む。

※9 漏電火災警報設備については、ブザーを含む。

※10 火災通報装置については、本体・遠隔起動装置等一式とする。

※11 建築基準法第12条第4項に基づく防火設備検査員による随時閉鎖式の防火設備の点検業務を行うこと。

※12 点検不可の場合、報告及び対応策を検討すること。(報告例:天井裏の感知器が確認できない、天井点検口を設置してください。など)

※13 提示された機器との相違がある場合は報告すること。増減がある場合変更精算する。